

おわりに

わが国の犯罪被害者支援は、本書の各執筆者が指摘するように、約40年の間に経済的・精神的・法律的等各分野において飛躍的な発展をとげたことは事実である。また、その被害者支援の発展の過程で被害者を初めとして様々な人々や機関が被害者支援活動に真摯に取り組まれたことが的確かつ詳細に描写されている。被害者支援の障害はどこにあり、その障害を乗り越えるためにいかに大変な努力をしたのか、また、今後超えるべき壁は何かを知っていただくために本書を是非読んでいただきたい。さて、民間の被害者支援団体は「犯罪被害者相談室」（山上皓教授代表、1992年3月）を嚆矢とすれば27年間、「全国被害者支援ネットワーク」の結成（1998年5月、山上皓理事長、現在は平井紀夫理事長）からは21年間に経過したが、同ネットワークには2019年3月現在で48の犯罪被害者等支援団体が加盟しており、47団体が公安委員会の認定を受け「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けており、警察からの必要な情報が得られる等被害者等に様々な支援を提供できる体制となっている。また、支援の質を高めるための研修等も組織的に行っている（なお、他にも独自の目的の下に犯罪被害支援を行っている団体がある）。

勿論、被害者支援は民間被害者支援団体だけで達成できるものではなく、警察庁など関係府省庁、地方自治体、法テラス、医療関係機関、法律関係機関等多機関の人々との連携協力が不可欠である。この各機関の連携協力の成功事例の積み重ねによって被害者支援は進展してきたと言ってもよいのである。多機関連携協力の経験の中から民間被害者支援団体の役割も明確に自覚されるようになってきた。すなわち、民間被害者支援団体は、被害者を多様なニーズを抱える個人として全人格的に受けとめて、被害者に寄り添いながら、総合的な支援を提供し、必要に応じて、行政機関や医療・法律等の専門職へのつなぎ役を果たす役割が期待されるのである（安田氏論文参照）。民間被害者団体の支援員は一定の研修・訓練を受けており、また、被害者のプライバシーを守ることとされているので被害者は安心して相談することができる。

とはいえ、課題がない訳ではない。最も指摘しておきたいのは、民間被害者支援団体は人的基盤と財政的基盤がなお脆弱であることである。被害者の様々なニーズに合った支援を提供するために、必要な数のスタッフを確保し、また、スキル・アップのための研修を受ける必要があるし、さらに、いつでも、どこでも適切な支援を提供する（電話サポートセンターを含む）ためには、一定の財源が必要である。現在は、自助努力のほか預保納付金事業等からの助成金や寄付金等で賄っているが、預保納付金は特殊詐欺の形態の変化により確実に減少することになっている。そのため民間被害者支援団体が適切かつ継続した支援活動を続けていくためには安定した財源を確保することが喫緊の課題である。犯罪被害者等基本法によれば、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとされ（3条3項）また、国、地方公共団体は、同上の施策を策定し実施する責務を負う（4条、5条）と同時に、民間の被害者団体の活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な措置を講ずるものとされている（22条）。

この趣旨を活かすために、国や地方公共団体に対して民間被害者支援団体の人的・財政的基盤の安定のため以前にも増して積極的な施策の実現を要望しなければならない。時は今、条例の制定の気運が盛り上がっている。被害者に最も身近な行政機関に対して被害者支援の財政的援助とその法的根拠を条例の制定という形で実現することを熱望する次第である。

全国被害者ネットワーク副理事長
中央大学名誉教授・弁護士
椎橋隆幸